

荒川区災害廃棄物等処理方針

－ 概要版 －

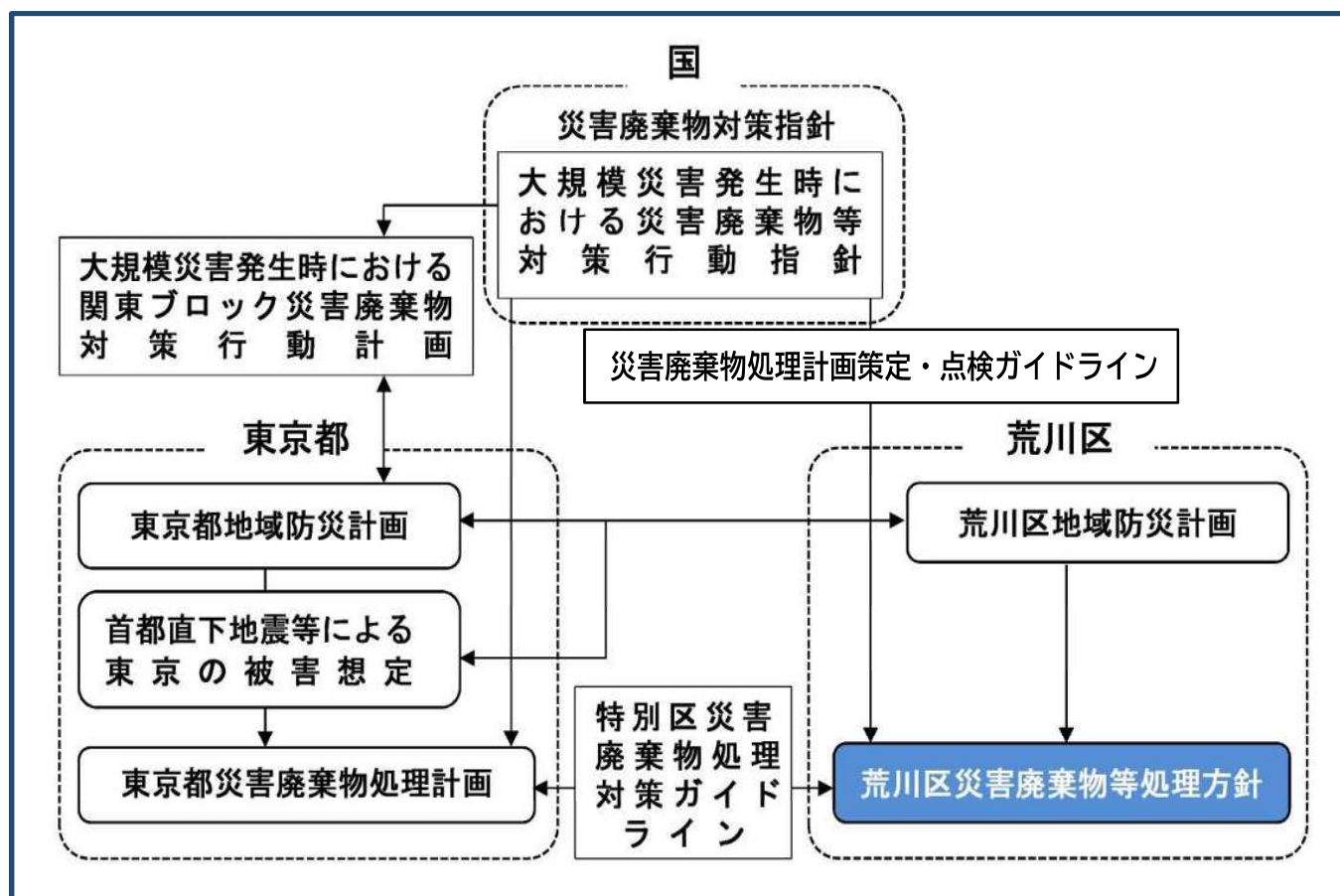
【令和7年9月改定】

方針の目的

- ◇ 被災した区民等が環境衛生を維持する上で密接に関わる災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理するための方針を明らかにする。
- ◇ 廃棄物等に起因する初期の混乱を最小限にとどめるとともに、一日も早い復旧・復興に資する。

方針の位置付け

- ◇ 荒川区地域防災計画、東京都災害廃棄物処理計画及び特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン等の計画との整合を図り、災害廃棄物等の処理方法や収集・運搬に関する基本的な事項を示す。
- ◇ 災害が発生した際、道路上の障害物除去や災害廃棄物等の処理を速やかに行えるよう、関係機関の役割を明確にし、円滑な相互連携の実現を図る。



災害廃棄物等対策

対象とする災害：地震災害、風水害、感染症対策を要する時期

一次仮置場

※ 荒川区地域防災計画に準ずる

- ◇ 一次仮置場は、公衆衛生の確保の目的で、大量に発生することが予想される災害廃棄物（がれき等）を一時的に保管する場所
- ◇ 発災後、被害状況等を踏まえ、災害廃棄物（がれき等）を保管する一次仮置場を選定する。

災害廃棄物（がれき等）の種類と一次仮置場のイメージ

【木質系混合物】



【金属系混合物】



【畳】



【廃タイヤ】



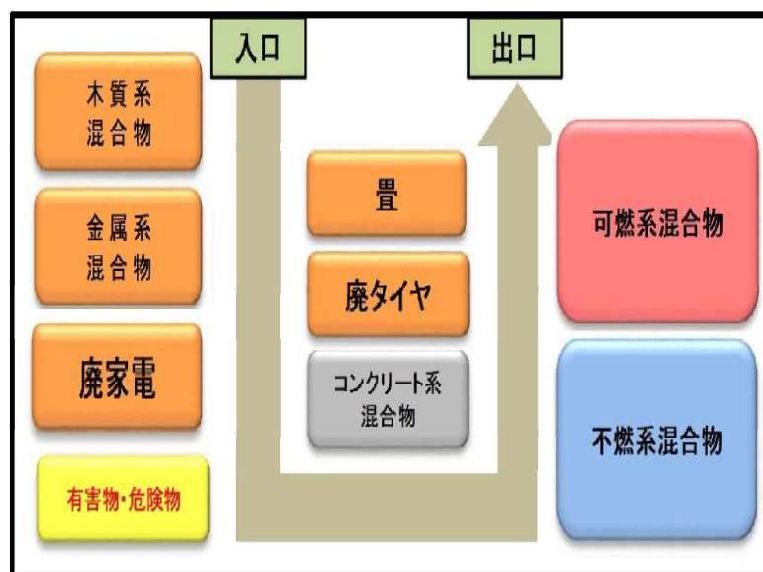
【コンクリート系混合物】



【廃家電】



【有害物・危険物】



【可燃系混合物】



【不燃系混合物】



【参考】 ※被害想定 都心東部直下地震M7.3（冬18時）
地震災害による災害廃棄物等推計発生量

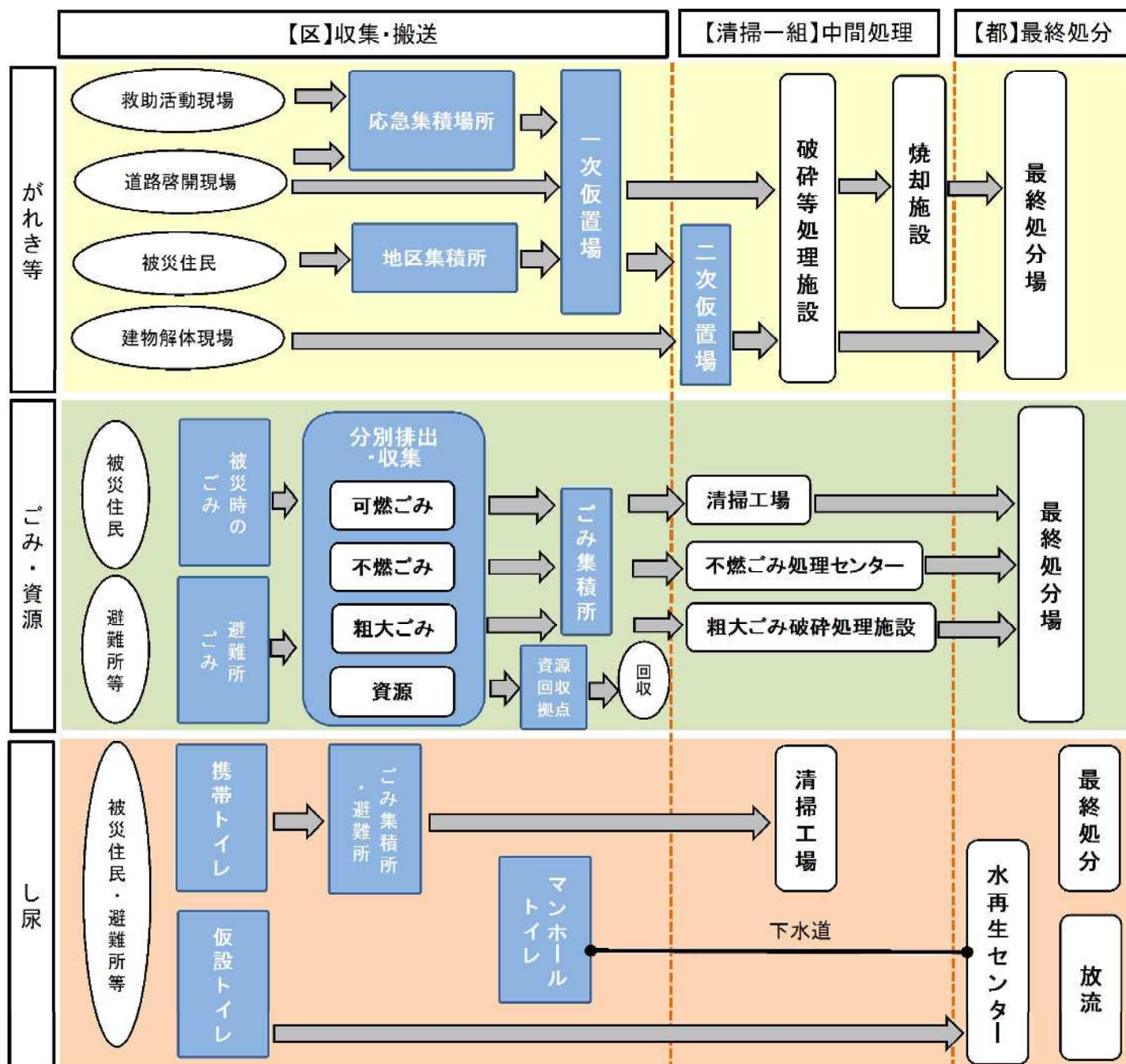
- ・がれき等 約134万t
- ・し尿 約219kℓ/日
- ・生活ごみ 約115t/日

がれき等 23区全体 約4,047万t
生活ごみ 通常時 約110t/日

発災から3年間を
目途に処理

災害廃棄物等処理までのプロセス

- ◇ 災害廃棄物等の種類ごとに区が収集・搬送し、その後、中間処理、最終処分を行う。



区民等への広報

- ◇ 災害廃棄物等の適正かつ迅速な処理を推進するためには、区民や事業者の協力が不可欠であり、関係部署と連携し、災害廃棄物等の処理に関する広報の充実を図る。

- 生活ごみの適正な保管・排出と手洗い・屋内換気等の感染症予防方法
- 一次仮置場への搬入に際しての分別方法
- 腐敗性廃棄物の排出方法
- 便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不適正な処理の禁止 など

風水害発生時における廃棄物処理

風水害による災害廃棄物の処理等

◇ 令和元年の台風15号、19号により被災した自治体等の対応を踏まえた処理

- 腐敗しやすい廃棄物を優先して処理（想定数量 約54万t）
- 分別の徹底について区民等へ周知
- 有害物質の飛散防止

組織体制等

◇ 風水害後の収集・運搬再開のための体制等

- 消毒・防疫措置において、庁内で連携
- 避難場所運営担当職員は、当該施設の状況を把握し、廃棄物等を分別・保管
- 浸水の恐れがある場合、清掃車両を移動し、被害を軽減

感染症対策を要する時期における廃棄物処理

感染の可能性がある廃棄物の処理等

◇ 感染経路の遮断の視点からの収集・運搬作業における対策

- 手袋やマスク着用等による接触感染・経口感染防止対策
- 咳エチケット等による飛沫感染・空気感染防止対策
- 長袖、長ズボン着用による破傷風等、外傷からの感染対策

組織体制等

◇ 感染症を予防するための対策等

- 作業の合間の待機場所を分散
- 手洗い、咳エチケット、うがい、検温の徹底
- 職員の時差出勤の奨励